

6 給与所得の内訳

源泉徴収票を添付できない方は、裏面に記入して年間収入額を計算してください。(毎月の給与明細書がある方は明細書を添付してください。)

7 事業・不動産所得に関する事項

別途「収支内訳書」を作成し、申告書と合わせて提出してください。

8 配当所得に関する事項

所得税で申告不要制度のある非上場株式等に係る少額配当所得等も含めて記入してください。

(少額配当所得とは、1銘柄につき1回の配当金額が「10万円×配当計算期間の月数÷12」以下のものです。)

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

公的年金等以外の雑所得(業務・その他)に該当する所得(表面「ク・ケ欄」参照)がある場合は、その内訳を記入し、表面⑧・⑨欄にそれぞれ記入してください。

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

「総合譲渡」とは、土地建物等以外の資産(営業権、ゴルフ会員権等)の譲渡をいい、「一時所得」とは、生命保険の満期返戻金等のことをいいます。なお、土地・建物等の譲渡所得は、分離譲渡所得として別に申告が必要です。

11 事業専従者に関する事項

あなたと生計を一にする配偶者、その他15歳以上の親族で、あなたの事業に令和5年中6か月を超える期間、専ら従事していた方がいる場合、事業所得金額から次の①と②の少ない方の額を控除できます。

①配偶者は86万円、その他の親族は50万円

②(営業等所得+農業所得+不動産所得+山林所得)÷(専従者数+1)

12 別居の扶養親族等に関する事項

別居の親族を扶養親族として申告する場合、記入してください。

14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等にかかる所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合、各欄に記入してください。(支払通知書を添付してください。)

区分	町民税	県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3/5	2/5

15 寄附金に関する事項

次の①または②の寄附をされた場合、①と②の合計額を税額控除。

①地方公共団体(都道府県・市町村・特別区)への寄附金。次のアとイの合計額

ア(基本控除)(寄附金額-2,000円)×10%(町民税6%、県民税4%)

イ(特例控除)(寄附金額-2,000円)×(90%-所得税の限界税率×1.021)(町民税3/5、県民税2/5)

※寄附金額は総所得金額等の30%、イは住民税所得割額の20%が上限

※総務大臣の指定を受けない地方団体への寄附金はイの適用はありません。

(地方公共団体から交付を受けた寄附金の証明書を添付してください。)

②奈良県共同募金会、日本赤十字社奈良県支部、奈良県が条例により指定した団体等への寄附金

(寄附金額-2,000円)×10%(町民税6%、県民税4%)

(寄附した団体等から交付を受けた寄附金の受領証(領収書)を添付してください。)

16 所得金額調整控除に関する事項

①令和5年中の給与等の収入金額が850万円を超える方で下記の1~3のいずれかに該当する場合は、次の控除額算式に相当する金額を給与所得の金額から控除します。

1. 特別障害者に該当する方

2. 年齢23歳未満の扶養親族を有する方

3. 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する方

控除額算式：(令和5年中の給与等の収入金額(1,000万円が限度)-850万円)×10%(15万円が限度)

②令和5年中の給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある方で、給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の合計額が10万円を超えるものの総所得金額を計算する場合は、次の控除額算式に相当する金額を給与所得の金額から控除します。

控除額算式：令和5年中の給与所得控除後の給与等の金額(10万円が限度)+令和5年中の公的年金等に係る雑所得の金額(10万円が限度)-10万円

①、②の両方に該当する場合は、①の控除後に②の金額を控除します。